役員及び評議員の報酬等に

　関する規程（費用弁償規程）

**社会福祉法人**

**上庄保育園**

**社会福祉法人上庄保育園役員及び評議員の報酬等に関する規程**

**（費用弁償規程）**

**（　定義等　）**

1. この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　役員とは、理事及び監事をいう。

　　　（２）　報酬等とは、社会福祉法第４５条の３４第１項第３号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

　　　（３）　費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

**（　報酬等の支給　）**

1. 評議員の報酬等は、社会福祉法人上庄保育園定款第８条に定めるとおり無報酬とする。

２　非常勤の役員は無報酬とする。ただし、理事会、評議員会等に出席したときは、実費弁償を支払うことができる。

３　役員の費用弁償は次のとおりとするものとする。ただし、常勤役員には、これを支給しない。

1. 理事会及び監査・決裁・その他の会議に出席したときは、１回につき１，０００　　　　　円を支給する。
2. 役員が理事会・その他の会議（市外等）に出席するため、あるいは業務のために出張したときは、その費用を支給する。

　　　　　　　　　　　　　　　　半日・・・・・　２，０００　円

　　　　　　　　　　　　　　　　１日・・・・・　４，０００　円

**（　公　表　）**

1. この法人は、この規定をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**（　改　廃　）**

第４条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成３０年２月１日から施行する。